

利用定員の 設定について

目次

1. 利用定員の概要
2. 利用定員を新たに設定する園
 - (1) すみれこども園
 - (2) 幼保連携型認定こども園ぶらんこ
 - (3) スクルドエンジェル保育園御殿場東田中園
 - (4) 萩原とことこ保育園

1. 利用定員の概要

利用定員とは、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第27条第1項において定められた給付費(委託費)の単価水準を決めるものです。市は、施設の運営等が基準に適合しているか精査し、給付による財政支援の対象とするか確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行います。

利用定員の設定をする際、法第31条第2項及び第43条第2項に基づき、子ども・子育て会議で意見を聴く必要があります。

2. 利用定員を新たに設定する園

次に利用定員の設定を予定している園について説明します。

(1) すみれこども園

園名	利用定員	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
私立こども園										
すみれこども園	162	15	27	27	27	27	27	6	3	3

すみれこども園は、保育所から認定こども園への移行に伴い、利用定員を再度設定することとなりました。定員数については、3号認定が9名増え、2号認定が9名減り、1号認定が新たに12名設定されました。

なお、1号認定の3歳児定員の中に満3歳児が3名分確保されています。

※満3歳児保育とは、通常の3年保育(幼稚園年少組)に入園する前の年齢の子どもを対象にしたクラスです。

(2) 幼保連携型認定こども園ぶらんこ

園名	利用定員	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
私立こども園										
幼保連携型認定こども園ぶらんこ	90	6	6	6	19	22	22	3	3	3

幼保連携型認定こども園ぶらんこは、東田中に創設予定のこども園であり、新たに子ども・子育て支援法上の利用定員を設定する必要があります。

幼保連携型認定こども園のため、3号から1号までの定員を設定する予定です。

(3) スクルドエンジェル保育園御殿場東田中園

園名	利用 定員	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
私立小規模保育事業所										
スクルドエンジェル保育園 御殿場東田中園	19	3	8	8						

スクルドエンジェル保育園御殿場東田中園は、東田中に創設予定の小規模保育事業所（A型）であり、新たに子ども・子育て支援法上の利用定員を設定する必要があります。

小規模保育事業所（A型）のため、3号認定の定員のみを設定となります。

(4) 萩原とことこ保育園

園名	利用 定員	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
私立小規模保育事業所										
萩原とことこ保育園	19	3	8	8						

萩原とことこ保育園は、萩原に創設予定の小規模保育事業所（A型）であり、新たに子ども・子育て支援法上の利用定員を設定する必要があります。

小規模保育事業所（A型）のため、3号認定の定員のみを設定となります。

参考

幼稚園や保育園、認定こども園などの施設の利用希望する場合は、市から認定を受ける必要があります。認定には、1号から3号認定までの3つの区分があります。

認定区分	給付の内容	利用施設
【1号認定】 （3歳以上：保育の必要性なし） 満3歳以上で、教育のみ希望する場合	○教育標準時間	○認定こども園(教育部分) ○幼稚園
【2号認定】 （3歳以上：保育の必要性あり） 満3歳以上で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合	○保育短時間 ○保育標準時間	○認定こども園(保育部分) ○保育所
【3号認定】 （0～2歳以上：保育の必要性あり） 満3歳未満で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により保育を希望する場合	○保育短時間 ○保育標準時間	○認定こども園(保育部分) ○保育所 ○小規模保育等